

神戸空港特定運営事業等
実施方針

平成28年9月13日

神戸市

目次

第1. 特定事業の選定に関する事項	4
1. 特定事業の事業内容に関する事項.....	4
(1) 事業名称	4
(2) 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類.....	4
(3) 公共施設等の管理者等.....	4
(4) 担当部局	4
(5) 事業背景・目的.....	5
(6) 募集要項等	5
(7) 本事業の実施に当たって想定される根拠法令.....	6
(8) 事業期間・運営権の存続期間.....	8
(9) 事業方式	8
(10) 利用料金収受と費用負担.....	9
(11) 業務範囲	9
(12) 運営権者に与えられる権利・資産.....	10
(13) 運営権の対価等.....	10
(14) 職員の派遣	11
(15) 事業期間終了時の措置.....	11
2. 特定事業の選定方法に関する事項.....	11
(1) 選定基準	11
(2) 選定結果の公表.....	11
第2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項	12
1. 民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方	12
2. 優先交渉権者の選定方法.....	12
(1) 審査体制	12
(2) 選定手順	12
(3) 審査項目等	13
(4) 優先交渉権者選定後の手続き.....	13
(5) 応募に関する留意事項.....	14
3. 参加希望者・応募者の参加資格要件	14
(1) 参加希望者の参加資格要件.....	14
(2) 応募者の構成.....	15
(3) 応募者に求められる要件.....	15
第3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	17
1. 運営上の義務.....	17
2. 資産の保有義務等	17
3. 運営権者による更新投資等の実施.....	17
4. 設備投資計画及び事業収支計画.....	18
5. 要求水準及びモニタリング.....	18
6. 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続.....	19
7. リスク分担の基本的考え方.....	19
(1) 不可抗力	20
(2) 瑕疵担保責任.....	20
(3) 特定法令等変更及び特定条例変更.....	20
(4) 緊急事態	20

(5) 空港用地の沈下.....	21
8. 空港運営事業の前提条件.....	21
第4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	22
1. 事業場所.....	22
第5. 実施契約に定めようとする事項及び解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	23
1. 実施契約に定めようとする事項.....	23
2. 疑義が生じた場合の措置.....	23
3. 準拠法及び管轄裁判所の指定.....	23
第6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	24
1. 契約解除事由と解除時の取扱い.....	24
(1) 市事由解除.....	24
(2) 運営権者事由解除.....	24
(3) 不可抗力解除又は終了.....	24
(4) 特定法令等変更解除.....	25
(5) 特定条例変更解除.....	25
2. 運営権者の融資金融機関と市の協議.....	25
第7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	26
1. 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	26
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	26
3. その他の措置及び支援に関する事項.....	26
第8. その他特定事業の実施に関し必要な事項	27
1. 本事業に関連する事項.....	27
(1) 本事業の実施に関して使用する言語.....	27
(2) 提出書類の作成等に係る費用.....	27
(3) 実施方針に関する質問又は意見の受付及び回答の公表.....	27
(4) 意見に対するヒアリング.....	27
(5) 実施方針の変更.....	28
2. 今後のスケジュール（予定）.....	28
3. 情報公開及び情報提供.....	28
別紙 1. PFI 法における用語との整理.....	29
別紙 2. 空港用地.....	30

第1. 特定事業の選定に関する事項

神戸市（以下「市」という。）は、神戸空港において、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成 25 年法律第 67 号。以下「民活空港運営法」という。）に基づく地方管理空港特定運営事業及びそれに付随する事業を一体として行う神戸空港特定運営事業等（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を選定することを予定している。

本書は、PFI 法及び民活空港運営法に基づく特定事業の選定、本事業を実施する民間事業者（2 以上の法人から構成される民間事業者が選定された場合は、当該構成員全員の総称とする。以下「優先交渉権者」という。）の選定、選定された当該優先交渉権者による特別目的会社（以下「SPC」という。）に対する地方管理空港運営権者（民活空港運営法第 11 条第 2 項に規定する地方管理空港運営権者をいう。以下「運営権者」という。）としての公共施設等運営権（PFI 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。）の設定、及び運営権者との間で締結する神戸空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）の締結を行うに当たって、神戸空港条例（平成 17 年 4 月条例第 1 号）、同条例施行規則（平成 17 年 12 月規則第 47 号）、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する基本方針（平成 25 年国土交通省告示第 1080 号。以下「基本方針」という。）、PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン（平成 25 年 9 月施行）及び公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（平成 25 年 9 月施行）等に則り、本事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）として定めるものである。

1. 特定事業の事業内容に関する事項

(1) 事業名称

神戸空港特定運営事業等

(2) 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

A) 名称

神戸空港

B) 種類

空港基本施設、空港航空保安施設及び空港機能施設等

(3) 公共施設等の管理者等

神戸市 市長 久元 喜造

(4) 担当部局

神戸市みなと総局空港事業部推進課（以下「担当部局」という。）

住所：神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号 神戸市役所 1 号館 19 階

電話番号：078-322-5038 FAX 番号：078-322-6011

電子メールアドレス：kobe-marineair@office.city.kobe.lg.jp

なお、実施方針に関し、担当部局の行う事務を支援するために、以下に示すアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置いている。

- (i) アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- (ii) 弁護士法人関西法律特許事務所
- (iii) 新日本有限責任監査法人
- (iv) EY トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社
- (v) 株式会社経営共創基盤

(5) 事業背景・目的

本事業は、民間事業者の創意工夫によって、神戸空港と関西国際空港及び大阪国際空港とともに一体運営に資する方策を講じ、3空港それぞれの能力を適切に活用することによって、関西全体の航空輸送需要の拡大、神戸経済の活性化、更には関西経済の発展に貢献することを目的としている¹。

また、併せて、神戸空港については、①空港基本施設及び空港航空保安施設、②空港機能施設について、民間事業者の資金及び経営能力を活用することで一体的かつ機動的な空港運営を実現する。

(6) 募集要項等

公募時に示される書類は、以下の①から⑩までの書類（これらに補足資料及び市のホームページへの掲載、その他の方法により示した質問回答書、その他これらに関して市が発出した書類を加えたものを総称して、以下「募集要項等」という。いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）により構成される予定である。優先交渉権者の選定に際して示す補足資料も募集要項等の一部を構成するものとする。

- ① 神戸空港特定運営事業等募集要項（以下「募集要項」という。）
- ② 神戸空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約書（案）（以下「実施契約書（案）」という。）
- ③ 神戸空港特定運営事業等土地・建物使用貸借契約書（案）（以下「土地・建物使用貸借契約書（案）」という。）
- ④ 神戸空港特定運営事業等物品等譲渡契約書（案）（以下「物品等譲渡契約書（案）」という。）
- ⑤ 神戸空港特定運営事業等基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」という。）
- ⑥ 神戸空港特定運営事業等業務要求水準書（案）（以下「要求水準書（案）」という。）

¹ 「関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業等」における実施方針（平成26年7月25日公表）には、「運営権者は、神戸空港の管理者が神戸空港の運営を他者に行わせようとする場合には、運営権者の下で同空港を一元的に運営することにより、関西国際空港の国際拠点空港としての再生・強化及び関西全体の航空輸送需要の拡大を図る目的から、神戸空港の管理者と交渉を行うことができる。」と記載されている。

- ⑦ 関連資料集²
- ⑧ 神戸空港特定運営事業等優先交渉権者選定基準（以下「優先交渉権者選定基準」という。）
- ⑨ 神戸空港特定運営事業等様式集及び記載要領（以下「様式集及び記載要領」という。）
- ⑩ 参考資料集³

(7) 本事業の実施に当たって想定される根拠法令等

本事業に当たっては、PFI法、民活空港運営法、基本方針、神戸空港条例のほか、関連の各種法令等に拠ることとする。関連の各種法令等のうち主なものは、下記に掲げるとおりとする。

A) 法令

- ① 空港法（昭和31年法律第80号）
- ② 航空法（昭和27年法律第231号）
- ③ 港湾法（昭和25年法律第218号）
- ④ 港則法（昭和23年法律第174号）
- ⑤ 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ⑥ 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ⑦ 駐車場法（昭和32年法律第106号）
- ⑧ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- ⑨ 消防法（昭和23年法律第186号）
- ⑩ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- ⑪ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ⑫ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ⑬ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）
- ⑭ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
- ⑮ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- ⑯ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ⑰ 建設業法（昭和24年法律第100号）
- ⑱ 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ⑲ 作業環境測定法（昭和50年法律第28号）
- ⑳ じん肺法（昭和35年法律第30号）
- ㉑ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）
- ㉒ 道路法（昭和27年法律第180号）
- ㉓ 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- ㉔ 道路運送法（昭和26年法律第183号）
- ㉕ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- ㉖ 砂防法（明治30年法律第29号）

² 関連資料集は、要求水準等を補足し、本事業実施の前提条件となる資料を想定している。

³ 参考資料集としては、本事業の理解のために参考となる資料を関連資料集とは別途整理することを想定している。

- ⑳ 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）
- ㉑ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ㉒ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ㉓ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）
- ㉔ 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- ㉕ 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）
- ㉖ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ㉗ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ㉘ 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ㉙ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- ㉚ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ㉛ 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- ㉜ 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
- ㉝ 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）
- ㉞ 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
- ㉟ 関税法（昭和 29 年法律第 61 号）
- ㊱ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ㊲ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
- ㊳ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）
- ㊴ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）
- ㊵ 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成 16 年法律第 114 号）
- ㊶ その他関係法令

B) 条約

- ① 国際民間航空条約（昭和 28 年条約第 21 号）
- ② 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和 35 年条約第 7 号）
- ③ その他関係条約

C) 条例

- ① 神戸市港湾施設条例(昭和 48 年 4 月条例第 13 号)
- ② 港湾法第 37 条第 1 項の規定による許可並びに同条第 4 項の規定による占用料及び土砂採取料に関する条例（平成 12 年 3 月条例第 83 号）
- ③ 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例(平成 6 年 3 月条例第 51 号)
- ④ 神戸市都市景観条例(昭和 53 年 10 月条例第 59 号)
- ⑤ 神戸市屋外広告物条例(平成 12 年 1 月条例第 50 号)
- ⑥ 神戸市水道条例（昭和 39 年 3 月条例第 46 号）
- ⑦ 神戸市下水道条例(昭和 50 年 10 月条例第 40 号)
- ⑧ 神戸市民の環境をまもる条例(平成 6 年 3 月条例第 52 号)
- ⑨ 神戸市環境影響評価等に関する条例(平成 9 年 10 月条例第 29 号)
- ⑩ 神戸市廃棄物の適正処理，再利用及び環境美化に関する条例(平成 5 年 3 月条例第 57 号)

- ⑪ 神戸市ばい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例(平成20年3月条例第48号)
- ⑫ 神戸市民の福祉をまもる条例(昭和52年1月条例第62号)
- ⑬ 兵庫県福祉のまちづくり条例(平成4年10月条例第37号)
- ⑭ 行政財産の許可使用に関する使用料条例(昭和39年3月条例第80号)
- ⑮ 道路占用料条例(昭和44年3月条例第42号)
- ⑯ その他関係条例

(8) 事業期間・運営権の存続期間

A) 本事業の事業期間

本事業を実施する期間(以下「事業期間」という。)は、実施契約に定める開始条件が充足され、本事業が開始された日(以下「事業開始日」という。)から、平成27年3月31日(第1-1-(8)-Bの規定により事業期間が延長された場合は当該延長後の終了日。「事業終了日」という。)までとする。

B) 事業期間の延長

運営権者は、実施契約に定める事由が生じた場合、事業期間の延長を申し出ることができる。このとき、市が各事由(第3-7)において運営権者に生じた損害又は増加費用等を回収する必要があると認めた場合には、市と運営権者が協議により、第1-1-(8)-Cの規定の範囲内で両者が合意した期間だけ、事業期間を延長することができる(以下かかる期間延長を「合意延長」という)。合意延長の実施は1回に限るものではない。

C) 運営権の存続期間

運営権は、事業開始日に先だって設定され、運営権の存続する期間(以下「運営権存続期間」という。)は、運営権を設定した日から、事業終了日までとする。

運営権の存続期間は、第1-1-(8)-Bに定める事業期間の延長があった場合を含め、平成27年3月31日までとする。

運営権は、事業終了日をもって消滅する。

(9) 事業方式

第2-2.に定める手続きに則り、市によって選定され、市との間で基本協定を締結した優先交渉権者は、本事業の遂行を事業目的とするSPCを設立する⁴。

SPCは、空港用地(別紙2参照)及びその近傍に所在する、特定運営事業等を実施するために必要な滑走路、誘導路、エプロン、駐車場、旅客施設(事務所、店舗等を含む。)、貨物施設(事務所等を含む。)等の施設(以下総称して「空港用施設」という。)について運営権の設定を受け、運営権者となる。

なお、現在、神戸空港ターミナル株式会社が所有する駐車場、旅客施設(事務所、店舗等を含む。)、貨物施設(事務所等を含む。)等については、市が事業開始日までに譲渡を受けることで空港用施設に含まれることになる。

⁴ 市が承諾した場合、設立以外の方法をとることができる。

(10) 利用料金収受と費用負担

運営権者は、空港法、航空法、その他法令等上料金収受が禁止されていないことを確認した上で、神戸空港条例や基本方針に則り、自らの経営判断で以下に掲げる利用料金を設定し、収受し、及びその収入とすることができる。

- ① 着陸料等（届出制となっている。利用者にとって利用困難な場合、差別的取扱いの場合については、法令に従い、国から変更命令が下ることがある。）
- ② 空港航空保安施設使用料（届出制となっている。利用者にとって利用困難な場合、差別的取扱いの場合については、法令に従い、国から変更命令が下ることがある。）
- ③ 旅客取扱施設利用料（上限認可の範囲内での届出制となっている。差別的取扱いの場合については、法令に従い、市から変更命令が下ることがある。）
- ④ その他の利用料金（料金収受する際の手続き等が法令等に定められている利用料金については、当該法令等に定められる手続き等に従う。）

但し、その他の利用料金は、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないこと、社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共施設等の利用者の利益を阻害するおそれがあるものではないことに留意する必要がある。

なお、実施契約に特段の定めがある場合を除き、市は、運営権者に対して本事業の実施に関して費用を負担せず、運営権者は、利用料金の収受により本事業の実施によるすべての費用を負担するものとする。

(11) 業務範囲

本事業の範囲は、以下のとおりである。なお、運営権者は、事業期間中、実施契約に委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、市に事前に通知した上で、第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

当該業務委託を行う上で運営権者が遵守すべき制限・手続を含め、本事業における詳細な実施条件については、募集要項等において示す。

A) 義務的事業

運営権者は、以下の事業業務を行わなければならない。ただし、国・市が実施するのはその限りでない。具体的な内容については、募集要項等で示す。

- ① 空港基本施設（滑走路、誘導路、エプロン等）及び不可分一体をなす附帯施設（駐車場、排水施設等）の運営・維持管理業務
なお、護岸、進入灯橋梁、構内道路等の運営・維持管理業務は業務範囲に含まれない。
- ② 空港航空保安施設の運営・維持管理業務
- ③ 空港機能施設（旅客施設（事務所、店舗等を含む。）及び貨物施設（事務所等を含む。））の運営・維持管理業務
- ④ 環境対策事業
- ⑤ 附帯業務
 - 国、給油会社等への土地貸付業務
 - ハイジャック防止対策への費用負担(1/2)

実施契約に定める方法に従って市の承認を得た場合、運営権者は事業業務の内容を変更（休止・廃止を含む。）することができる。

B)任意事業

運営権者は、義務的事業以外に、本事業の実施に運営権者が必要と考える事業業務を、市の承認を得た上で行うことができる。

なお、関連法令等を順守し、空港機能を阻害せず、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類するものに当てはまらず、公序良俗に反しないものに限る。

(12)運営権者に与えられる権利・資産

事業開始日までに運営権者に与えられる権利・資産は以下の通りとする予定である。

① 運営権

空港用施設について設定される運営権。

なお、以下の施設については運営権の設定対象とならない。

- a. 護岸（護岸上部工の立入禁止柵及び外周警備施設を除く。）
- b. 進入灯橋梁（橋梁に設置されている進入灯（配線等付帯設備）を除く。）
- c. 構内道路及びこれらに付随する照明、案内標識、キャノピー等
- d. 市が指定する一定の土地及び施設

具体例としては、国土交通省大阪航空局及び大阪管区气象台、神戸空港給油施設株式会社等が所有する施設等がある。

② 土地使用貸借権

市が指定する一定の土地の使用権

③ 建物使用貸借権

市が指定する一定の建物の使用権

④ 承継する契約・協定等

市から承継する契約・協定等

⑤ 動産等所有権

市から移管を受ける資産の所有権

(13)運営権の対価等

① 運営権の対価

運営権の対価は、実施契約締結後、市が指定した期日に一括払い（アップフロントフィー）として支払うもの、及び事業期間にわたり事業年度ごとに支払うもの（アニユアルフィー）とする。

最低基準価格は、募集要項等で示す予定である。

なお、現行の運用時間は7時～22時、発着便数の上限は、1日あたり30往復便（発着回数：60回）である。

② 収益連動負担金

運営権の対価とは別に、応募者に対して、募集要項等において示す条件の範囲内で毎事業年度の収益に連動する負担金（以下「収益連動負担金」という。）に関する

る提案を求め、運営権者は市に対して提案に基づく額を事業期間にわたり支払うものとする。

③ 物品等の譲渡等実施契約に定める対価

物品等の譲渡等実施契約に定める対価は、実施契約等に定める方法により支払うものとする。物品等の譲渡等実施契約に定める対価の算定方法・支払い方法等は、募集要項等に示す。

(14) 職員の派遣

市は、空港運営事業に関連する職員（土木担当職員を想定している。）1名を派遣する。また、上記職員以外の職員派遣については、競争的対話を通して、派遣する職種（土木担当職員と電気担当職員を想定している。）、派遣期間、派遣方法等を決定する予定である。なお、派遣職員に係る人件費については、市の給与水準を基本とし、運営権者の負担とする。

(15) 事業期間終了時の措置

運営権者は、原則として自らの費用と責任により、事業期間終了に伴い、実施契約の定めるところに従い、空港用施設を市に返還し、又は市の指定する第三者に引き渡し、本事業を円滑に引き継がなければならない。その際、運営権者は、必要な人員が移管されるよう努めるものとする。

また、運営権者が当該時点で所有する契約類・動産等（実施契約に定めるところによって運営権者が所有する不動産がある場合には、当該不動産が含まれることがある。）については、実施契約に定めるところに従い、市又は市の指定する第三者に移転されるべきものについては、予め市と合意された手続きにより移転され、移転されないものについては、運営権者が自らの責任及び費用により処分する。

2. 特定事業の選定方法に関する事項

(1) 選定基準

市は、本事業がPFI事業として実施することが効率的かつ効果的であると合理的に認められる場合に、同事業を、PFI法第7条に基づき、同法第2条第4項に定める選定事業とする。

(2) 選定結果の公表

市は、本事業をPFI法第2条第4項に定める選定事業とした場合は、その判断結果を、その評価の内容と合わせて市のホームページ等において速やかに公表する。

また、PFI法第8条第1項に基づいた客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

第2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方

市は、本事業を特定事業とした場合、本事業への参加を希望する民間事業者を募集要項等の提示を通じて募集し、透明性及び公平性の確保に配慮した上で優先交渉権者を選定するものとする。本事業の優先交渉権者の選定は、競争性のある随意契約（公募型プロポーザル）による。

2. 優先交渉権者の選定方法

(1) 審査体制

優先交渉権者の選定にあたっては、市内において、然るべき審査体制を構築することとする。なお、具体的な審査体制については、募集要項等に示す。

(2) 選定手順

市は、以下の手順により優先交渉権者を選定する。スケジュール概要（予定）については第8-2を参照のこと。なお、スケジュールについては募集要項等において改めて示すこととする。

① 募集要項の公表

市は、本事業に係る募集要項を市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

併せて、実施契約書（案）、土地・建物使用貸借契約書（案）、物品等譲渡契約書（案）、基本協定書（案）、優先交渉権者選定基準、様式集及び記載要領等を提示する予定である。

また、募集要項等に関する説明会を開催することを予定している。

②の審査までの間に、選定手続きへの参加希望者（以下、「参加希望者」という。）による参加資格申請書類の受付を行い、書類審査により参加資格要件（第2.-3.-（1）を参照のこと）の充足を確認するとともに、必要に応じてヒアリングを実施し、参加資格審査結果を通知する。

また、参加資格審査を通過した応募者から守秘義務誓約書の提出を受けた場合、市から要求水準書（案）等「守秘義務対象資料」を開示する予定である。

② 審査

審査にあたっては、応募者（第2.-3.-（2）を参照のこと）に対して現地調査、関係者へのヒアリング等の機会を提供した上で、応募者から審査を受けるための必要書類（以下「審査書類」という。）を受け付け、応募者に求められる要件（第2.-3.-（3）を参照のこと）の充足状況、運営権の対価等の提案額、具体的な事業実施方針及び事業計画の適切性、事業運営の技術的基礎、経理的基礎等を審査し、提案内容に対するヒアリングを実施した上で、優先交渉権者を選定する。

なお、応募者に求められる要件（第2.-3.-（3）を参照のこと）を複数の企業によって構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）として満たすことを予定する者は審査書類受付の時点において、コンソーシアムを組成の上、応募するものとする。

審査書類の受付以降、コンソーシアムを構成する企業（以下「コンソーシアム構

成員」という。)の脱落は原則として認めない。コンソーシアム構成員を変更せざるを得ない場合には、市と協議するものとし、市がその事情を検討の上で認めた場合に限り、変更することができる。

③ 競争的対話

市は、審査参加者による審査書類の提出までの間に、審査参加者と競争的対話を行い、必要に応じて募集要項等の修正を行う予定である。

なお、競争的対話は、審査参加者と市の間で複数回の意見交換の場を設定することを予定している。

(3) 審査項目等

市は、以下に記載する項目を含む客観的基準に基づき、選定手順の全体を通してこれを確認するため、必要な事項について、応募者の審査を行う。審査項目等の詳細については、募集要項等に示すこととする。

- a. 運営権の対価等の提案額
- b. 事業実施方針及び事業計画の適切性（3空港の一体運営に資する方策、神戸空港の活性化の方策等）
- c. 技術的基礎（国内法令等に則り適切に運営できる能力等）
- d. 経理的基礎

(4) 優先交渉権者選定後の手続き

① 基本協定の締結

優先交渉権者は、基本協定書（案）に基づき、速やかに市と基本協定を締結しなければならない。優先交渉権者と基本協定が適時に締結されない場合、市は、次順位の者を優先交渉権者とし、基本協定を締結することができる。

② S P C の設立

優先交渉権者は、基本協定締結後、速やかに、本事業の実施を事業目的とする S P C を設立する⁵。

③ 運営権の設定

市は、運営開始に向けた手続きが円滑に進捗していることを確認したうえで、S P C の設立後速やかに、当該 S P C に対して運営権を設定する。また、その際、運営権を設定した旨等を公表する。

④ 実施契約の締結

運営権の設定後、運営権者は、速やかに市と実施契約を締結しなければならない。これに併せて、市と運営権者との間で、土地・建物使用貸借契約、物品等譲渡契約、及びその他の必要な契約を締結する。

⁵ 市が承諾した場合、設立以外の方法をとることができる。

⑤ 審査結果及び実施契約の内容の公表

市は、審査結果及びPFI法第22条第2項に定める実施契約の内容について、適宜の方法により公表する。

(5) 応募に関する留意事項

① 提出書類の取扱い

提出書類の著作権は、原則応募者（第2-3-(2)を参照のこと）に帰属する。ただし、本事業の公表、その他市が必要と認めるときは、市は無償で使用することができる。優先交渉権者となった応募者（第2-3-(2)を参照のこと）の提出書類の著作権は、実施契約の締結により市に使用許諾が付与されるものとする。

日本の法令に基づいて保護される特許権等の権利を使用した結果生じる責任は、応募者（第2-3-(2)を参照のこと）が負う。

優先交渉権者選定後、優先交渉権者とならなかった応募者（第2-3-(2)を参照のこと）の提出書類について、市として情報公開が必要な範囲において一部公開する場合がある。

② 公募及び特定事業の選定の取消し

市は、本事業を実施することが適当でない判断した場合は、公募開始後であっても、優先交渉権者を選定せず、公募を取り消すとともに、特定事業の選定を取り消す可能性がある。

この場合、市は、その旨を市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

3. 参加希望者・応募者の参加資格要件

(1) 参加希望者の参加資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 国税（法人税及び消費税）及び地方税を滞納している者でないこと。
- ⑦ 神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）に該当しないこと。

- ⑨ P F I 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
- ⑩ アドバイザー又はその子会社及びこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者⁶でないこと。
- ⑪ アドバイザー又はその子会社及びこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者を本事業の選定に関連するアドバイザーに起用していないこと。
- ⑫ 以下の要件のうちいずれかを満たしていること。
 - (A) 我が国の法令・ビジネス慣習を熟知し、平成 18 年以降に神戸空港の旅客施設と同程度の利用客数を有する施設を運営する以下のいずれかの実績を有していること。
 - (i) 旅客施設⁷の運営実績
 - (ii) 商業施設の運営実績⁸
 - (iii) 複合ビル（商業施設を含むもの）の運営実績⁹
 - (B) 神戸空港と同程度の年間旅客数の空港を運営する能力を有すると認められること。

(2) 応募者の構成

- ① 応募者は、単体企業（以下「応募企業」という。）又はコンソーシアムとする。
- ② 応募者がコンソーシアムの場合は、コンソーシアム構成員全ての名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- ③ 応募者がコンソーシアムの場合は、コンソーシアム構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるものとする。
- ④ 応募企業及びコンソーシアム構成員は、運営権者に出資して議決権株式の割当てを受けることを予定するものとし、運営権者の全ての議決権株式は、応募企業及びコンソーシアム構成員に割り当てられることとする。

(3) 応募者に求められる要件

応募者は、以下の条件を満たすこととする。

- ① 応募者は、参加資格審査通過者を 1 者以上有すること。

⁶ 「資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者」とは、会社法第 2 条第 3 号又は第 4 号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。

⁷ 旅客施設とは、鉄道駅、軌道停留場、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル施設をいう。

⁸ 自ら又は連結子会社による実績を指し、営業用不動産管理事業として行った実績及びマスターリース契約に基づいて行った実績を含む。

⁹ 自ら又は連結子会社による実績を指し、営業用不動産管理事業として行った実績及びマスターリース契約に基づいて行った実績を含む。

- ② 応募企業にあつては、第 2. -3. -(1) ①～⑫における (A) 及び (B) の全ての要件を満たしていること。
- ③ コンソーシアムにあつては、構成員全員が第 2. -3. -(1) ①～⑪の全ての要件を満たしていることに加え、第 2. -3. -(1) -⑫における (A) 及び (B) の両方の要件を満たす構成員を有していること又は、第 2. -3. -(1) -⑫の (A) の要件を満たす構成員及び (B) の要件を満たす構成員をそれぞれ有していること。
- ④ コンソーシアムにあつては、代表企業は、第 2. -3. -(1) -⑫における (A) の要件を満たすとともに、コンソーシアム構成員をとりまとめて応募手続を行い市との窓口を務めること。
- ⑤ 応募者が設立予定の S P C が、航空法第 2 条第 18 項に規定する航空運送事業を営する者、その親会社及びそれらの子会社（以下「航空運送事業者」という。）並びに航空運送事業者の関連会社（その子会社を含む。）の子会社又は関連会社とならないこと。

第3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 運営上の義務

運営権者は、本事業の運営にあたり、以下の義務を有する。

- ① P F I 法、民活空港運営法、基本方針及び神戸空港条例に則り、空港を運営する義務
- ② 法令、要求水準等に従い、空港を運営する義務（なお、一定の緊急事態・運営権者による重大な義務の不履行の場合には、実施契約の定めるところにより市は本事業の実施に介入することができる。なお、該当する事由や介入の内容は実施契約において詳細を定める。）

2. 資産の保有義務等

運営権者は、新たな子会社、関連会社の設立又は取得については、市の承認を得なければ行うことはできない。

また、運営権者は、空港運営に悪影響を及ぼさない場合は、市から承継された動産を処分することができる。動産以外については、市から承継された資産について、市の承認を得なければ処分できない。

3. 運営権者による更新投資等の実施

① 空港用施設に係る維持補修の取扱い

運営権者は、空港用施設について、運営権に含まれる業務の範囲として、原則として、自らの判断で、自らの費用において、以下に掲げる維持・補修を実施する。¹⁰

- ・滑走路、誘導路、エプロン、駐車場、旅客施設（事務所、店舗等を含む。）、貨物施設（事務所等を含む。）の局部的破損等の原状回復
- ・航空灯火の部分的補修等

② 空港用施設に係る拡張の取扱い

運営権者は、以下に掲げる空港用施設の拡張について、運営権に含まれる業務の範囲として、自らの判断で、自らの費用において実施することができる¹¹。但し、実施契約等で定める一定の拡張を行おうとするときは、あらかじめ市の承認を得なければならない。

- ・滑走路の延長、誘導路の延長、エプロンの増設及びこれらに必要な範囲の付帯施設の増設等
- ・旅客施設（事務所、店舗等を含む。）、貨物施設（事務所等を含む。）等の拡張等

¹⁰ 運営権者が実施した空港用施設に係る維持補修のうち、一定の要件を充足する維持補修を行おうとする場合、運営権者は、実施契約に定める手続きにより、事業終了日時時点で当該維持補修の結果残存している価値に対応する費用について、神戸市による負担を求めることができる。

¹¹ 運営権者が実施した空港用施設に係る拡張のうち、事業期間内における投資回収が困難で、かつ事業期間終了後も受益が継続することが期待されるものについて、運営権者は、当該拡張の際に、本事業期間終了時点で未回収と見込まれる部分に関して、神戸市による費用負担を求めることができる。

その他新規投資又は改修に該当しない一切の投資

また、市は公益上の理由を吟味した上で必要であると判断したときは、空港用施設の拡張について、自らの判断で、自らの費用において実施することができ、運営権者はこれに協力するものとする。

市又は運営権者が更新投資等を行った空港用施設の対象部分は、投資等の完了後、市の所有対象となり、当該対象部分には運営権の効果が及ぶものとし、運営権者が運営・維持管理等を行うものとする。なお、市が行った拡張に関して生じるリスクについては、実施契約等において示す範囲で、市がこれを負担するものとする。

運営権者は、空港用施設について、運営権に含まれる業務の範囲外である以下に掲げる新規投資及び改修を行うことはできない（別紙1参照）。

<新規投資>

- a. 滑走路の新設
- b. 滑走路の新設に伴う着陸帯、誘導路及びエプロンの新設
- c. b. に伴う飛行場灯火、制御装置及び電源設備の新設

<改修>

- a. 滑走路の全面除却及び再整備等

③ 任意事業の施設に係る更新投資等の取扱い

運営権者は、任意事業の実施に伴い必要となる施設について、自らの判断で、自らの費用において更新投資等を行うことができる。

当該施設の更新投資等の対象部分は、投資等の完了後、運営権者（又はその子会社）の所有対象となり、当該対象部分には運営権の効果は及ばないものとする。

任意事業として更新投資等を行った施設のうち、空港用地内に存するものについては、事業期間終了に伴い、原則として、運営権者が自らの責任及び費用により処分する。ただし、市が空港の運営に有益であると認める場合には、運営権者に対し、実施契約に定めるところに従いあらかじめ市と合意された手続きで、当該施設の所有権を無償で引き渡すよう求めることができる。なお、任意事業として更新投資等を行った施設のうち、空港用地外に存するものについては、この限りではない。

4. 設備投資計画及び事業収支計画

運営権者は、設備投資計画及び事業収支計画について、5年に一度の中期計画、及び、毎年の単年度計画を作成し、市に報告しなければならない。なお、当該計画の中に実施契約等で定める一定の更新投資が含まれる場合は、あらかじめ市の承認を得るものとする。

5. 要求水準及びモニタリング

本事業における要求水準及びモニタリングの基本的な考え方は以下のとおりである。

① 要求水準

市は、本事業の実施に関し、運営権者が果たすべき機能について要求水準を設定する。運営権者は、事業期間中、要求水準を充足する義務を負う。

② セルフモニタリング

運営権者は、本事業の実施に関し、必要な記録を作成するとともに、要求水準の充足について、市に定期的に報告することとする。

③ 市によるモニタリング及び国による検査

市は、要求水準の充足を確認するために、実施契約で定める方法によりモニタリングを実施する。

また、市は、運営権者の帳簿・記録を検査することができる。必要に応じ、さらなる情報提供も求めることができる。

上記のモニタリングの他、国は、法令に基づき必要な検査、報告徴収等を実施する。

④ 要求水準未達成時の措置

要求水準に対し、未達成の状態が生じる場合、市は改善計画の提出を求めることができる。

改善計画によっても未達成の状態が改善されない場合、市は実施契約に定める方法により実施契約を解除することができる。

6. 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続

① 運営権の処分及び移転

運営権者は、運営権を、市の承認なしに処分（移転を含む。）できない。

市は、運営権の移転の申請があった場合、新たに運営権者となる者の欠格事由・実施方針適合性等、運営権者選定の際に確認した条件に照らして審査を行い、承認を行う。

② 株式の新規発行及び処分

運営権者は、運営権者の株主総会において議決権を有する株式（以下「本議決権株式」という。）及びいかなる決議についても議決権を有しない株式（以下「本完全無議決権株式」という。）の両種類の株式を発行することができる。本完全無議決権株式を保有する者は、自らが保有する本完全無議決権株式を、会社法の規定に従う限り、いつでも自由に処分することができる。また、運営権者は、会社法の規定に従う限り、本完全無議決権株式を自由に新株発行し、割り当てることができる。

本議決権株式を保有する者は、自ら保有する本議決権株式を、他者に対して処分を行おうとするときは、市の事前の承認を受ける必要がある。

また、運営権者が、本議決権株式を新規発行する場合には、市の事前の承認を受けることとする。

7. リスク分担の基本的考え方

運営権者は、本事業において、その自主性と創意工夫が発揮されるように、着陸料等その他利用料金の設定及び収受が原則として自由とされていることに鑑み、本事業に係るリスク（空港需要の変動リスクを含む。）は、実施契約に特段の定めのない限り、運営権者が負うことを基本としつつ、公共施設等の管理者でなければ取れないリスクとして、主に以下に想定するリスクについては、限定的に市が負担することとする。なお、市が負担するリスクの範囲及び個別のリスクにおける具体的な分担内容については以

下に記載する内容を基本とし、詳細については募集要項等に示す。

(1) 不可抗力

- ▶ 市及び運営権者のいずれの責めにも帰すべからざる地震、津波等の事象であって、本事業の実施に直接かつ不利な影響を与える等実施契約に定める一定の要件を満たした事象（以下「不可抗力」という。）が生じた場合であって、損害額が運営権者が保険付保等を行うべき金額を超えるときは、実施契約に定めるところにより、市が一定のリスク負担を行う（損失の補填として合意延長する場合を含む。）。なお、具体的な負担の条件、範囲及び方法については、募集要項等に示す。
- ▶ 運営権者は、事業期間中、市が定める基準以上の保険に加入しなければならない。なお、市が承諾したときは、運営権者が保険加入に代替する措置をとることを認める。
- ▶ また、不可抗力によって本事業の一部又は全部を実施することができなかった場合、市は、実施契約上の義務の一時的免責することがある。

(2) 瑕疵担保責任

- ▶ 空港用施設について、事業開始後 12 ヶ月以内に実施契約に定める一定の物理的な隠れたる瑕疵が発見された場合、市は、当該瑕疵によって運営権者に生じた損失について、実施契約に定めるところにより、市が一定のリスク負担を行う（損失の補填として合意延長する場合を含む。）。なお、具体的な内容については、募集要項等に示す。

(3) 特定法令等変更及び特定条例変更

- ▶ 事業期間中に、本事業に特別に又は典型的に適用され、かつ、不当な影響を及ぼすものとして実施契約に定める一定の法令等の変更（以下「特定法令等変更」という。）が行われ、市及び運営権者に損失が生じた場合、実施契約に定めるところにより、各自が負担する。なお、具体的な内容については、募集要項等に示す。特定法令等変更該当しない法令等の変更の場合、運営権者がそのリスクを負担する。
- ▶ 事業期間中に、本事業の運営権者のみ又は市における運営事業の運営権者に適用され、他の者に適用されない市の条例の変更（以下「特定条例変更」という。）が行われ、運営権者に損失が生じた場合、実施契約に定めるところにより、市が一定のリスク負担を行う（損失の補填として合意延長する場合を含む。）。なお、具体的な内容については、募集要項等に示す。特定条例変更該当しない条例等の変更の場合には、特定法令等変更の取扱いに準ずる。

(4) 緊急事態

- ▶ 事業期間中に運営権者による神戸空港の安全な運営が阻害されるおそれのある事態等実施契約に定める一定の事由が生じた場合であって、神戸空港を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたときは、市は、PFI法第 29 条第 1 項（第 2 号に係る場合に限る。）に基づき、運営権の行使の停止を命じて、自ら空港用施設を使用することができる。この場合、運営権者は、市が神戸空港において実施する事業に協力しなければならない。
- ▶ 市が PFI 法第 29 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）に基づき運営権の行使の停止を命じたときは、市は PFI 法第 30 条第 1 項に基づき、運営権者に生じた損失を補償する（損失の補填として合意延長する場合を含む。）。

(5) 空港用地の沈下

- ▶ 事業期間中に想定される沈下を上回る対応が必要となった場合には、実施契約に定めるところにより、市が一定のリスク負担を行う（損失の補填として合意延長する場合を含む。）。なお、具体的な内容については、募集要項等に示す。

8. 空港運営事業の前提条件

平成 25 年 4 月の「空港土木施設の設置基準」の改正による滑走路端安全区域（以下「RESA」という。）の拡張に関して、対策工事の実施が必要となる場合は、市が工事を実施し、運営権者は、市による工事が円滑に行われるように最大限協力するものとする。なお、当該工事によって増加した施設・空港用地は、空港用施設として、運営権者に維持管理の責任が生じるものとする。

第4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 事業場所

空港用地（別紙2参照）の所在地等は以下のとおりである。

A) 神戸空港

① 所在地

兵庫県神戸市中央区神戸空港1番

② 本事象の対象となる敷地面積

神戸空港の告示区域は、約156haである。告示区域のうち、運営権を設定する空港用地の範囲は、募集要項等で示す。

第5. 実施契約に定めようとする事項及び解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

1. 実施契約に定めようとする事項

実施契約に定める主な事項は次のとおりである。

- ① 空港の運営の承継等及びその他準備
- ② 土地・建物に対する使用权の設定等
- ③ 公共施設等運営権
- ④ 空港の運営
- ⑤ その他の事業実施条件
- ⑥ 計画及び報告
- ⑦ 更新投資等
- ⑧ 利用料金の設定及び收受
- ⑨ リスク分担
- ⑩ 適正な業務の確保
- ⑪ 子会社等
- ⑫ 誓約事項
- ⑬ 本契約の期間及び期間満了に伴う措置
- ⑭ 本契約の解除又は終了及び解除又は終了に伴う措置
- ⑮ 知的財産権

2. 疑義が生じた場合の措置

実施契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は実施契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市及び運営権者が誠意に協議して、これを定めるものとする。

協議の方法等については、実施契約において定める。

3. 準拠法及び管轄裁判所の指定

実施契約は日本国の法令に従い解釈されるものとし、実施契約に関連して発生したすべての紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 契約解除事由と解除時の取扱い

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり実施契約を解除するものとする。なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については募集要項等に示す。

(1) 市事由解除

A) 解除事由

- 市は、運営権者に対し、実施契約で定める一定の期間前に通知することにより実施契約を解除することができる。
- 運営権者は、市の責めに帰すべき事由により、一定期間、市が実施契約上の重大な義務を履行しない場合、又は実施契約の履行が不能となった場合等実施契約に定める一定の事由が生じたときは、実施契約を解除することができる。

B) 解除の効果

- 市は運営権を取り消す。
- 市は、運営権者に対し、契約の解除事由により運営権者に生じた損害について、実施契約の定めるところに従って補償を行う。

(2) 運営権者事由解除

A) 解除事由

- 運営権者が実施契約上の義務に違反する等実施契約に定める一定の事由が生じたときは、市は、当該事由に応じ、催告をして、又は催告を経ることなく、実施契約を解除することができる。

B) 解除の効果

- 市は運営権を取り消す。
- 運営権者は、市に対し、実施契約に定める違約金（契約の解除原因となった事由により市に生じた損害が当該金額を超えるときは、その金額）を支払うこととする。

(3) 不可抗力解除又は終了

A) 解除又は終了事由

- 不可抗力により市が空港用施設の所有権を有しなくなったときその他の実施契約で定める事由が生じたときは、実施契約は当然に終了する。
- 不可抗力を原因として、本事業の実施が困難となった場合として実施契約に定める一定の要件を満たした場合を、実施契約の解除事由とする。

B) 解除又は終了の効果

- 不可抗力により市が空港用施設の所有権を有しなくなった場合その他の実施契約で定める事由が生じた場合、運営権は当然に消滅する。
- 不可抗力により実施契約を解除する場合、運営権者は、市の選択に従い、運営権の放棄又は市の指定する第三者に対する無償譲渡を行うこととし、当該不可抗力により市及び運営権者に生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

(4) 特定法令等変更解除

A) 解除事由

- 特定法令等変更により運営権者が本事業の実施が困難となった場合として実施契約に定める一定の要件を満たした場合を、実施契約の解除事由とする。

B) 解除の効果

- 市は運営権を取り消す。
- 契約の解除事由により生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

(5) 特定条例変更解除

A) 解除事由

- 特定条例変更により運営権者が本事業の実施が困難となった場合として実施契約に定める一定の要件を満たした場合を、実施契約の解除事由とする。

B) 解除の効果

- 市は運営権を取り消す。
- 市は、運営権者に対し、契約の解除事由により運営権者に生じた損害について、実施契約の定めるところに従って補償を行う。

2. 運営権者の融資金融機関と市の協議

市は、必要に応じて、運営権者の融資金融機関と直接協定を結び、融資金融機関による運営権又は運営権者の株式に対する担保権の設定、融資金融機関の担保実行による運営権の移転又は空港の運営に関与する株主（構成員）の交代等に関して合意する場合がある。

第7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

運営権者が本事業を実施するにあたり、法令等の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

運営権者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を運営権者が受けることができるように努める。

3. その他の措置及び支援に関する事項

市は、運営権者が本事業を実施するにあたり必要な許認可等の取得について、必要に応じて協力する。また、法令等の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、市と運営権者で協議する。

第8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 本事業に関連する事項

(1) 本事業の実施に関して使用する言語

本事業の実施に関して使用する言語は日本語とする。

(2) 提出書類の作成等に係る費用

提出書類の作成及び提出等に係る費用は応募者の負担とする。

(3) 実施方針に関する質問又は意見の受付及び回答の公表

① 受付期間

平成28年9月13日（火）公表後より

平成28年9月30日（金）17：30まで（必着）

② 提出方法

実施方針に関する質問又は意見の内容を簡潔にまとめ、質問・意見書に記入し、次のいずれかの方法により提出すること。

なお、質問・意見を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ等）が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

電子メールによる場合は、質問・意見書を添付ファイルとし、着信を確認すること。

紙による場合は、印刷物を添付のうえ郵送等により提出すること（受付期間内に到達すること）。持参によるものは受け付けない。

いずれの場合も、文書（質問・意見書を含む。）は、Microsoft Excelにより作成することとし、提出者の部署、氏名、電話及びファクシミリ番号並びにメールアドレスを必ず記載すること。

なお、提出された印刷物等は返却しない。

提出方法に関する問合せ先は、③の提出先とする。

③ 提出先

担当部局とする。

④ 回答方法

市は、質問・意見の提出者が提出時に明らかにした提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、実施方針に関する質問・意見のうち、市が必要と判断したもの及びその回答を、⑤の予定日に、市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する（公平を期すため、質問・意見の提出者への直接回答は行わない。）。

⑤ 回答公表予定日

平成28年10月7日（金）

(4) 意見に対するヒアリング

(3)で受け付けた実施方針に関する意見のうち、市が必要と判断した意見については、意見を提出した者に直接ヒアリングを行う場合がある。

(5) 実施方針の変更

市は、(3)で受け付けた実施方針に関する意見の結果等を踏まえ、PFI法第7条に定める特定事業の選定までに実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。なお、実施方針は現在の市の考え方を記載したにすぎず、市の裁量により今後変更を行うことがある。市は、実施方針の内容に拘束されるものでない。

市は、実施方針の変更を行った場合は、市のホームページへの掲載その他適宜の方法により速やかに公表する。

2. 今後のスケジュール（予定）

実施方針公表後のスケジュールは、以下のとおり想定している。詳細については、募集要項等に示す。

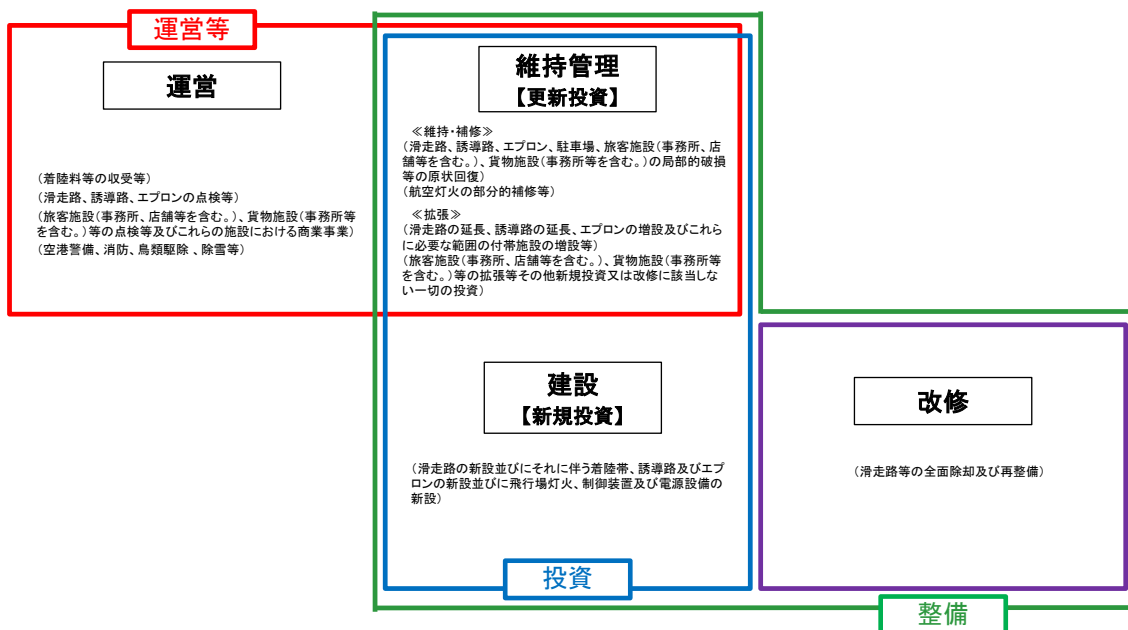
平成 28 年 10 月頃	特定事業の選定・公表
平成 28 年 10 月頃	募集要項等の公表
平成 28 年 10 月頃	募集要項等に関する説明会
平成 28 年 10 月頃～11 月頃	募集要項等に関する質問の受付
平成 28 年 12 月頃	募集要項等に関する質問への回答
平成 28 年 10 月頃～12 月頃	参加資格審査書類の受付
平成 28 年 10 月頃～12 月頃	参加資格審査結果の通知
平成 29 年 2 月頃～5 月頃	競争的対話の実施
平成 29 年 6 月頃	審査書類の提出期限
平成 29 年 8 月頃	優先交渉権者の選定
平成 29 年 8 月頃	基本協定の締結
平成 29 年 10 月頃	運営権の設定
平成 29 年 10 月頃	実施契約の締結
平成 30 年 4 月頃	事業開始

3. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。

<http://www.city.kobe.lg.jp/life/access/airport/08.html>

別紙 1. PFI 法における用語との整理



P F I 法並びに公共施設等運営権及び公共施設等運営権事業等に関するガイドライン (以下「運営権GL」という。)に基づく用語の定義

- 運営等：運営及び維持管理をいう。(P F I 法第2条6項)
- 維持管理：新設又は施設等を全面除却し再整備するものを除く資本的支出又は修繕 (いわゆる増築や大規模修繕も含む) をいう。(運営権GL)
- 建設：新たな施設を作り出すこと (新設工事) をいう。(運営権GL)
- 改修：施設等を全面除却し再整備することをいう。(運営権GL)
- 投資：更新投資は「維持管理」を、新規投資は「建設」をいう。(運営権GL)

